

資料 1

川崎市自転車等 駐車対策協議会 について

01

自転車等駐車対策協議会

02

協議会の目的

03

協議会の進め方



01 自転車等駐車対策協議会

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、平成6年12月に川崎市自転車等駐車対策協議会条例を制定し、市内における自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市自転車等駐車対策協議会を附属機関として設置したものである。

1 設置根拠

- 地方自治法 第138条の4第3項
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第8条第1項
- 川崎市自転車等駐車対策協議会条例（以下「条例」という。） 第1条

2 所掌事務

- 自転車等の駐車対策に関する総合計画その他駐車対策に関する重要事項について調査審議する。（条例第2条）

3 委員

- 委員数は30人以内とする。（条例第3条）
- 任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。（条例第4条）
- 委員の身分は非常勤特別職の地方公務員とする。

01 自転車等駐車対策協議会

4 会長・副会長

- 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。（条例第5条第1項）
- 会長は協議会を代表し、会務を総理する。（条例第5条第2項）
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは職務を代理する。（条例第5条第3項）

5 会議

- 協議会は会長が招集し、その議長となる。（条例第6条第1項）
- 議事は出席議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。（条例第6条第2項）
- 協議会は原則として公開とする。（川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第3条）
- 発言者及びその内容を記載した会議録を作成し、協議会が指定した者の確認を得たうえで会議録の写しを閲覧に供する。（川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第9条、第10条 同施行規則第5条第2項）

6 部会

- 協議会は、必要に応じて部会を置くことができ、区内における自転車等放置禁止区域に関する事項などを調査・審議するため、各区に「区自転車等駐車対策推進協議会」を設置する。
（条例第7条 川崎市自転車等駐車対策協議会部会設置要綱第2条）

02 協議会の目的

令和6年度開催の目的

平成23年2月に「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定し、このプランに基づき、平成24年4月から市営自転車等駐車場に指定管理者制度を導入するなどの取組を進め、10年以上が経過した。

この間、自転車通勤をはじめとした長距離化に加え、電動アシスト付自転車の普及等など自転車利用の多様化、さらにコロナ禍の社会変容による生活行動の変化等から自転車の利用機会が拡大している。

こうしたことから、プランに基づくこれまでの取組を振り返り、自転車を取り巻く周辺環境の変化等を踏まえた新たな課題への対応など、今後の総合的な駐輪対策のあり方について審議を行うものである。

03 協議会の進め方

第1回（令和6年9月10日開催）

- ・委員の委嘱
- ・川崎市自転車等駐車対策協議会について
- ・川崎市の概要と自転車利用の現状について
- ・駐輪対策の現状と課題について

第2回（令和6年11月21日開催予定）

- ・「総合的な駐輪対策のあり方（素案）」について意見を伺う（予定）

第3回（令和7年2～3月頃開催予定）

- ・「総合的な駐輪対策のあり方（案）」について意見を伺う（予定）

※開催方法（会議または書面）については別途調整

次期「川崎市自転車活用推進計画」（令和7年度改定予定）に反映